

奈良県教育委員会陳情処理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県教育委員会陳情処理規程の一部を改正する規則

奈良県教育委員会陳情処理規程（昭和二十三年十二月奈良県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「氏名なつ印」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。